平成２４年（フ）第３９４３号
千葉県松戸市五香５丁目１－９
破産者　高瀬　浩二
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４００９号
千葉県船橋市新高根１丁目14―５
破産者　高橋　貴士
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０３９号
東京都練馬区上石神井３丁目27―29
破産者　後藤　康之
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０７９号
千葉県柏市東中新宿１丁目12―10―Ｂ―201
破産者　飛田　美紀
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１３６号
埼玉県越谷市蒲生寿町10番５号
破産者　株式会社ジャイ・コーポレーション
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１３７号
千葉県松戸市松戸新田490―65
破産者　井上　　彰
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２８３号
神奈川県横浜市港北区菊名６丁目６－７－Ｂ―107
破産者　古川　慶光
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２９０号
神奈川県横浜市金沢区乙舳町９－３
破産者　前田　匡子
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３４２号
東京都江東区亀戸２丁目６－７―406
破産者　中島亜由美
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４５７号
東京都中野区大和町１丁目13番７号　ＮＹビル５階
破産者　株式会社山工
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４５８号
東京都中野区野方６丁目44－１―109
破産者　山崎　惠子
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４５９号
東京都中野区野方５丁目13―９―201、開始決定時の住所東京都中野区沼袋４丁目36―９―805
破産者　山崎　　修
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４６７号
東京都新宿区余丁町６―34
破産者　稲葉　芳也
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４６８号
東京都新宿区余丁町６―34
破産者　稲葉　君枝
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５３９号
東京都三鷹市下連雀９丁目７－２―512
破産者　荒川　哲也
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５９２号
東京都世田谷区梅丘１丁目19―10
破産者　神山　恒子
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６９８号
東京都杉並区阿佐谷南２丁目18番９号　ゴールドビル阿佐ヶ谷Ｂ１
破産者　有限会社ハッピークリエーターズ
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６９９号
東京都杉並区井草２－２－８ハイム井荻302、開始決定時の住所東京都杉並区清水３丁目７―14―301
破産者　真船　博治
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６号
川崎市高津区下作延６丁目26番８号
破産者　高津設備工業株式会社
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２３４号
川崎市中原区木月４丁目８番８、商業登記簿上の住所川崎市中原区木月４丁目18番35号
破産者　有限会社ビィーツーアーキテリア
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３５８９号
埼玉県草加市中根２丁目11―11―101
破産者　須田　三加
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５９０号
東京都八王子市子安町３丁目34―11―201
破産者　斎藤　健太
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部